

第4回宮城県指定廃棄物処理促進市町村長会議

平成25年11月11日(月)

事務局：それでは、定刻となりましたので、これから第4回宮城県指定廃棄物処理促進市町村長会議を開催いたします。

本日、事務局を務めさせていただきます環境省廃棄物・リサイクル対策部指定廃棄物チームの高澤と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、開会に当たりまして、井上環境副大臣よりご挨拶を申し上げます。

井上副大臣：環境副大臣の井上信治でございます。本日は宮城県の市町村長の皆様には、お忙しいところご出席を賜りまして感謝を申し上げます。また、宮城県におかれましても、村井知事のリーダーシップのもと、この指定廃棄物の問題に積極的に取り組んでいただいております。心から感謝を申し上げます。

まず、9月末に前任の秋野政務官にかわりまして浮島政務官、就任をいたしましたので、また後ほど挨拶をさせていただきますけれども、私のほうから紹介をさせていただきます。

さて、候補地の選定手法につきましては、これまでの市町村長会議におきまして選定手順、安全のために除外すべき地域などを説明し、ご意見をいただいております。さらに専門家から成る有識者会議において議論を重ね、各県で候補地を選定するためのベースとなる基本的な案が先月、10月4日に取りまとめられました。

本日はこの基本的な案に加えて、これまでの市町村長会議における皆様方のご意見などを踏まえまして、宮城県の実情に配慮した宮城県における処分場候補地の選定手法、提示方法などの案を作成してまいりましたので、説明をさせていただきます。この選定手法などにつきまして、ぜひ建設的なご意見を賜り、候補地の選定作業を着実に進めさせていただきたいと考えております。

本日、11月11日で東日本大震災及び原発事故からちょうど2年8カ月が経過をいたしました。宮城県内では稲わらなどの指定廃棄物の保管が逼迫をしており、早急な処理が必要であるため、県内に指定廃棄物の処分場を1カ所設置し、国が責任を持って処理を行いたいと思います。また、その後、処分場の維持管理につきましても、環境省が近くに管理事務所を設置して、長年にわたり実施をしてまいりたいと思います。また、地域振興策や風評被害対策についても十分に取り組んでまいります。

本日は宮城県における候補地の選定手法、提示方法などについてぜひご意見を賜って、そしてそれを確定させていただくとともに、次の詳細調査候補地の選定の段階に進ませていただきたいと考えております。ぜひよろしくお願い申し上げます。

事務局：続きまして、村井宮城県知事からご挨拶をお願いいたします。

村井知事：本日は公務ご多忙のところ、皆様お集まりいただきまして、まことにありがとうございます。また、井上副大臣、浮島政務官にご来県をいただき、まことにありがとうございます。

前回、5月の第3回市町村長会議では、候補地の選定手順案について環境省から説明をいただき、市町村長さんの皆様からさまざまなご意見を頂戴をいたしました。これらの意見を踏まえまして、環境省においては市町村長会議の終了後、計2回の有識者会議を開催し、候補地選定に係る評価項目、評価基準等について議論を重ねられたと伺っております。

本日の会議では、次第にありますとおり、その有識者会議での検討状況や前回の市町村長会議でのご意見等を踏まえ、宮城県における最終処分場候補地の選定手法、提示方法等について議題となっているというふうに伺っております。この部分は候補地を選定していく上で非常に重要なところでございますので、環境省の皆様には時間に限りがあるところではございますが、より丁寧な説明をいただきたいというふうに思います。

先月の27日に知事選挙がございました。皆様のお力添えを賜り、当選をすることができたわけでございます。私の選挙のマニフェストにはっきりと、この会議の結果を踏まえて、県内で1カ所の指定廃棄物の処理場を建設をするということを訴えました。また、文字だけではなく、マイクを持って県内いろんな場所で指定廃棄物の処理場を県内1カ所で作るということをお約束いたしました。その結果、選挙に当選をいたしました。そういったことで県民のご理解を得られたものと、まず、1カ所作るということについては県民のご理解を得られたものという、その前提のもとにこの話をぜひ進めてまいりたいというふうに考えております。

今日のところは最終処分候補地の選定手法、提示方法についての議論ということになりますが、恐らく近いうちに具体的な市町村名が出てくることになろうかというふうに思います。自分のところが名前が出なかったから一抜けたということのないように、私は最後までこの皆さんで同じ問題を共有いたしまして、ともに汗を流しながら解決に向けて努力

をしてまいりたいというふうに思っております。そのために先頭に立ってまいりたいというふうに思っておりますので、どうか皆様のご協力をよろしくお願いを申し上げたいというふうに思います。以上でございます。

事務局：続きまして、浮島環境大臣政務官からご挨拶を申し上げます。

浮島政務官：皆様、こんにちは。このたびこの9月末に大臣政務官を拝命いたしました浮島智子でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

また、本日は本当にご多忙の中、この市町村長会議にご出席くださり、本当にありがとうございます。原発事故に伴う放射性物質による環境汚染への対処につきましては、今後の環境行政の大きな課題として国がしっかりと責任を持って取り組んでいかなければならない課題でございます。中でも指定廃棄物の処理をいかに進めていくか、これは大変難しい問題であり、皆様方のご協力を得ながら、しっかりとこの会議などの開催を通じまして、着実に前進できるよう取り組んでいくことが重要であると考えているところでございます。

今後この指定廃棄物の処理を着実に進め、住民の皆様が安心して生活できる環境を一日でも早く取り戻せるよう、私といたしましても全力で取り組んでまいりますので、どうか今後ともよろしくお願い申し上げます。

事務局：それでは、ここで本日の出席者を紹介いたします。

まず、宮城県からは、ただいまご挨拶をいただきました村井知事をはじめ、若生副知事、また環境生活部長代理として笹出環境生活部次長、山田農林水産部長にご出席いただいております。

次に、環境省でございますが、井上環境副大臣でございます。

井上副大臣：よろしくお願いいたします。

事務局：浮島環境大臣政務官でございます。

浮島政務官：お願いいたします。

事務局：梶原廃棄物・リサイクル対策部長でございます。

梶原大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長：よろしく申し上げます。

事務局：それでは、続きまして、配付資料の確認をさせていただきます。

お手元の議事次第に配付資料の一覧をつけております。議事次第の下に出席者名簿、その下に座席表がついております。次は、資料1といたしまして、「宮城県における選定手法・提示方法等について（概要版）」でございます。資料1の別紙といたしまして、別紙1が「選定手法・提示方法等（案）」というのが別紙1でございます。また、資料1の別紙2といたしまして、「各市町村からのご意見等とその対応について」、資料1の参考1といたしまして、「市町村長会議にご意見、追加意見の概要」。また、資料2が1枚物でございますが、「宮城県における指定廃棄物等の保管量について」。資料3が「地域振興策・風評被害対策について」、これも1枚物でございます。あと資料4といたしまして、指定廃棄物のパンフレットをつけております。本日の資料は以上でございます。

もし、不足等ございましたら、事務局のほうまでお申し出ください。よろしく申し上げます。

本日、ご出席いただいております各市町村長の皆様のお名前につきましては、お配りしている名簿に記載のとおりでございますので、大変恐縮ではありますが、時間の関係上、改めての紹介は割愛させていただきますので、ご容赦願います。

なお、本日の会議はマスコミも同席可能としております。

ここでマスコミの方々にお願い申し上げますが、カメラ撮りはここまでとさせていただきますので、カメラのほうはご退室を願います。また、取材につきましては、会議の円滑な進行にご協力をお願い申し上げます。

本日の会議は18時までを予定しております。円滑な進行にご協力いただきますようよろしく願いいたします。

なお、これからの議事の進行は浮島政務官が務めさせていただきます。それでは、浮島政務官、よろしく願いいたします。

浮島政務官：それでは、本日、私がこの会議の進行役を務めさせていただきます。どうぞよろしく願い申し上げます。

本日は議題1にありますとおり、まず、宮城県における指定廃棄物の処分場候補地の選定手法・提示方法等についてご説明し、ご意見を伺いたいと思います。

候補地の選定手法につきましては、これまで選定手順、安全に係る評価項目等について、本県市町村会議においてもご説明をさせていただいてきましたけれども、10月の4日、第6回指定廃棄物処分等有識者会議では、これらに加えまして安全等の確保に関する評価項目等を含めた各県で候補地を選定するためのベースとなる基本的な案が取りまとめられたところでございます。この基本的な案に加えまして、これまでの市町村会議等におけるご意見等を踏まえた作成をさせていただきました宮城県地域の実情に配慮をしました宮城県における処分場の候補地の選定手法・提示方法等の案について、資料1から資料4を用いて、梶原部長よりご説明をさせていただきたいと思います。

梶原部長：環境省の梶原でございます。大変恐縮でございますが、座って資料を、しばらくの時間をお借りしまして説明させていただければと思っております。

まず、資料の1、これ横長のパワーポイントでございますが、そこを見ていただきたいと思います。1枚ちょっとおめくりいただきまして、上のほうに、これ2ページ目ということではありますが、これまでの経緯。先ほど来、ご説明申し上げておりますけれども、前回の市町村長会議、これ右側、第3回、5月29日ということで、その後、例えば保管量の扱いでありますとか、提示方法はどうかとかいったアンケート調査を県のほうでしていただきまして、それも踏まえながら、今回その左側の第5回、第6回での有識者会議の議論を踏まえて、今回、第4回ということで宮城県における指定廃棄物の選定手法・提示方法について提示をさせていただいているものでございます。

下のほうでございますけれども、今回、宮城県における選定手法・手順の確定に向けてぜひご議論を賜りたい、ご意見を賜りたいと思っているものが書いてございます。まず、第1番目といたしましては、宮城県におけます候補地の選定手法についての地域特性としてどういったものを配慮すべきかということでございます。上の枠の中に2つポツがありますけれども、1つ目は観光の扱いでございます。これについては、従来から観光に配慮すべしということで非常に重要視をされてご意見を賜り、前回もその配慮の仕方について私どもから案を示させていただいたものでございます。それと2番目、保管状況の取り扱い。これにつきましても、前回の会議を踏まえてアンケート調査をさせていただいたところでございます。

2番目が提示方法、これについても、私ども今回、後ほどちょっと詳しく説明いたしますけれども、詳細調査を実施する候補地を3、4カ所程度とする。そしてその3、4カ所はこの会議でご提示をさせていただきたいという案を持ってきております。これについてご意見を賜りたいというふうに考えております。

ちょっとページをおめくりいただきまして、4ページ目でございます。本日、第4回市町村長会議、黄色の部分が本日の会議でございますけれども、この会議で基本的な選定手法、宮城県におけます選定手法について決定をしていきたいというふうに考えておりますけれども、その後、その確定いたしましたやり方に基づいて安全性が確保できる地域を抽出し、また地域特性に配慮すべき事項を尊重した地域を抽出して、必要な面積を確保した土地を抽出していくと。それに安心等の地域の理解が得られやすい土地の選定をしていく。その結果を次回の市町村長会議におきまして詳細調査を行う候補地という形で、3、4カ所ご提示をさせていただいた後、詳細調査を実施し、安全性の評価を行って最終的には候補地を1カ所に絞るといったプロセスをとっていくことを考えてございます。

ちょっともう1枚おめくりいただきまして、6ページでございます。安全等の確保に関する事項、これにつきましては前回の会合でもご説明を申し上げたところでございますけれども、自然災害を考慮して避けるべき地域、自然環境を特に保全すべき地域として避けるべき地域、それと史跡・名勝・天然記念物等の保護地域ということを考えてございます。

有識者会議の場でのご意見を踏まえて、真ん中のbの自然環境を特に保全すべき地域ということで、国立公園・国定公園の普通地域も加えているというところが前回お示したものとちょっと違ってございますけれども、これが安全というところでございます。大きくは変わってございません。

それと次のページ、7ページ、下のほうでございます。これが今回、ご議論していただきたいところの大きな点でございますけれども、宮城県におきます地域特性に配慮すべき事項として、まず、1番の観光への影響。これにつきましては、先ほども申し上げましたように、前回、そしてまた前々回の市町村長会議におきましても極めて重要であるというご指摘を受けた点でございます。それでアンケート調査におきましても、この点についてさまざまなご意見を賜っているところでございます。私どものところといたしましては、まず、観光地周辺の人の流れを十分に配慮すべしということ、あるいは私ども平成22年、つまり3.11の震災の前の年のデータを使ってご評価をしたいという案を作っておりましたが、それ以前、数年にわたったデータをしっかり使うようにといったご意見も賜った

ところでございます。

今回、私どもお示ししている案でございますが、年間入込客数50万人以上の観光地が位置する市町村の行政区。また温泉という、例えば温泉という名前、物についてあれば市町村行政区名にそういった温泉名がついている場合も、これを除外すると。それでそういった地域の周辺500メートルの範囲。それと過去5年、18年から22年の統計で年間入込客数、1年でもこの50万人を超える場合はそれは該当するという整理をさせていただきたいというふうに思っております。

指定廃棄物の保管状況につきましては、ちょっと恐縮でございますけれども、こういう資料の1の別紙2という、こういったパワーポイントの資料がございます。これもちょっと見ていただきたいと思っております。あわせて見ていただきたいと思うんですが、これの1枚おめくりをいただいて左側、2ページ目でございます。アンケート調査の結果、保管状況あるいは保管量を評価基準とすることに対して肯定的なご意見が11市町村の方々からいただいております。この一番多いものは指定廃棄物が発生していない市町村に最終処分場等を設置することは、地域住民の理解が得られないといったご意見、4市町村からございました。そのほかには例えば優先的にこの項目を評価するというわけではないけれども、最終的な判断材料の一つにしてもいいのではないかと。あるいは評価項目とするのはやむを得ないではないかといったものもございました。その中にはございました。

それで否定的な意見については16市町村がございました。一番多く見られるのが、発生をしている、それと保管をしている地域については原発事故の被害者であるんだということ。安全安心ということで地域を選定するのに、地域を評価するというところでやるべきであって、こういった保管状況というものについて評価にするのはふさわしくないといったご意見、それとさらに議論をすべきであるといった中立的な意見が3市町村ほどございます。

こういったご意見を踏まえて、今回、私どもは宮城県におきましては指定廃棄物の保管状況は重みづけをゼロという形にしたいというふうに考えてございます。

資料1のページをまた開いていただいて、ページ8でございます。実際の候補地の選定に当たりましては、どれぐらいの面積のものが必要だということを明らかにして、当然のこととしてその絞り込みを行ってまいります。利用可能な国有地及び県有地を対象としまして、2.64ヘクタールを確保できる、なだらかな地形を抽出をしていきたい。これにつきましては、地図上のデータをベースにして進めていくわけでございますけれども、空

中写真あるいは現地確認等で土地を確認しながら進めていきたいというふうに考えております。

右下の表の中にはその計算のベースとしております数字等々が入っておりますけれども、これは24年11月末のデータに基づいて計算をしております。さまざまな要素を踏まえて最新のデータでの更新が必要だと思っておりますけれども、大きく変わるものではないというふうに思っております。

下のページ、9ページをご覧になっていただきたいと思います。安全の観点から絞り込み、観光の観点から絞り込んで、さらには必要な面積を確保する地域を抽出していくわけなんでしょうけれども、その抽出した地域からさらに絞り込んでいくときの安心等の地域の理解がより得られやすい土地の選定という形で、生活空間との近接状況、水源との近接状況、自然度、そして実は前回の提示ではこの4番目として、先ほどの保管量というものを入れてきたわけなんでしょうけれども、その保管量をなくしたということで、この3つについて活用して絞り込んでまいりたいと。

生活空間との近接状況については、住居のある集落との距離をベースにする。水源との関係は、水道・農業との取水点との距離で示す。自然度については植生自然度で示すということでございます。

ページをおめくりいただきまして、11ページでございますが、11ページ、これが今の3つの項目で絞り込んでいくやり方でございます。非常に候補地が多い場合、先ほどの安全、観光、それで面積という形で絞り込んだものが多くなった場合、多くて、じゃあ、それからこの3つの項目で絞り込んでいくんですが、その場合、非常に数が多い場合は、2桁以上になった場合はまず適性評価という形で、下にあります にありますこの3つの項目について ×で点数をつけて絞り込んで、その上で総合評価ということでそれぞれの項目にさらに詳細な評価をやっていきたいというふうに考えてございます。

ページをおめくりいただきまして、実際にその項目をどう評価をするのかということでございます。12ページ。例えば生活空間との距離ということでありまして、まず500メートルというのが左に出てきます。これは、これまで廃棄物の処分場の立地に至っているんな指針とか指導要綱が各県で運用されてございます。その際に説明会や住民同意といった地元のご理解を賜るという観点から定められている数字、これが大体500メートルというのが参考になるということで、それを参考にさせていただき、さらにこういったある意味、心理的な影響が大きい項目については、倍々でその心理的な影響が大きくなると

いうふうに一般に言われてございます。そういったことを考え、その評価に当たりましては、500メートル、その倍の1,000メートル、さらにその倍の2,000メートル、その倍の4,000メートルといったところで差をつけまして、最終的に点数に直していきたいというふうに考えてございます。結果として、この点数が高いところがより適地という形で評価をされることとなります。

それで13ページでございますが、そういった作業を行いまして、最終的には詳細調査の対象となります候補地を3、4カ所提示させていただければと思っております。この詳細調査につきましては、安全面で支障がないこと、あるいは事業実施の観点から施工が可能であることを確認するための調査でございます。下のほうの から、現地に入らせていただいてボーリング調査、あるいは弾性波探査とか、あるいは標準貫入試験といった地盤、地下水の状況について調査をさせていただくとともに、その施設をつくるということになりますと、例えば運搬車両のアクセスという問題がございます。そういった既存の道路状況、あるいは候補地までのアクセス道路のルートといったものを把握させていただきたい。あるいは実際、土地の使用が可能であるかどうかといった候補地並びにアクセス道路の土地使用の関係についても把握をさせていただきたいと思っております。

ページをおめくりいただきまして、最後のページでございますが、できれば次回の会合におきましてこの3、4カ所の候補地を提示させていただく。その際に単にここですということではなくて、選定の経緯あるいはこういった評価でそうなったのかといった情報につきましてもあわせてご説明をさせていただきたいと思っております。候補地につきましてその後、詳細な調査を行いまして安全性の評価を行い、最終的に1カ所にするというところでございます。

こういった提示の方法につきましては、前回の検討会でもご議論していただき、さらにはアンケート調査ということをさせていただきましたんですが、多くの自治体の方々からは、まず詳細の調査につきましては、実際にこれを非公開でやるということは困難であると。あるいは市町村長の方々知らないわけにはいかないと。できるだけオープンにすべきといったご意見を賜っております。そういったご意見も踏まえて、私どもとしては次回の市町村長会議で3、4カ所、候補地を提示させていただきたいと思っております。言うまでもなくこれは候補地でございますが、それからさらに調査するというところでございますので、直ちにここで造るということではありません。その点もご議論賜りたいと思

ます。

これが概要ということでございますけれども、先ほどちょっと見てくださいと言った別添2を使いまして、若干追加的なご説明をさせていただきたいと思っております。前回のアンケート調査でいろいろご意見を賜った点について、私どもの考え方という形で今直接申し上げられなかったことにつきましてもお話をさせていただきたいと思っております。

2枚おめくりいただきまして、4ページでございます。水源との近接状況について幾つかご意見を賜っております。例えば水源地になっている上流地域は除外していただきたいとか、例えば排水がない施設で問題ないと、私ども基本的には問題ないということで前回説明をしているわけでございますけれども、そうだったら水源を評価に加えなくてもいいんじゃないのかといったご意見。あるいは森林涵養森林といったものも考えるべきではないかということのご意見を賜っております。

私どもの考え方、私たちこの水源に対する配慮というのは極めて重要な要素だと思っております。そのために今回、最終処分場の構造という形では直接水を排出しない、あるいは外と完全に遮断された形の構造のものを造っていくということで、十分に配慮していきたいと思っております。さらには、これはそうは言いつつも、非常に皆様方のご懸念というものも当然あると思っておりますので、水源との近接状況を考慮して安心という観点で対処していきたい。これにつきましては、さまざまな地域のところで説明をさせていただきたいと思っております。PR、広報に努めさせていただきたいと思っております。

5ページ目について、私ども先ほどもご説明を申し上げております。6ページ目でございます。これも先ほど井上副大臣からご発言がございましたけれども、長期の管理につきましても国が責任を持ってやるべきであるといったこと、これにつきましても国が長期にわたって責任を持ってやらせていただきます。また、当然のことではございますけれども、今回、地方環境事務所に指定廃棄物の担当部署を置いております。地方事務所におきまして我々が責任を持って地元のほうに説明をしてまいりたいと考えてございます。

一時保管についてのご意見もありました。一時保管について、今お願いをしている一時保管について、これから、もう2年8カ月経っているのでちゃんとやってくれといったお話でございます。これは今ガイドラインというものをつくって、それに基づいて保管をしていただいているところでございます。この保管、ガイドラインに基づいてしっかりやられるように私どもも現場確認をやりながら、しっかりと保管がされるように努めていきたいと思っております。そして皆様方、市町村の中でもここが心配だといったご指摘があるところ

については、個別にご相談賜って、しっかりと問題がないようにしていきたいというふう
に考えてございます。

最後に、8,000ベクレル以下の廃棄物についての取り扱いもあわせて考えてくれと
いったご意見を賜っております。これにつきましては、8,000ベクレル以下の廃棄物
につきましては、従来の通常の廃棄物と同様な処理ができるということでございます。た
だ、そうは言いつつもなかなか処理が進んでない。特に農業系の廃棄物、これまで全く廃
棄物という流れで乗ってこなかったものについては、処理加速化事業というものを具体化
させていただきまして、補助金と特別交付税で100パーセント国が負担をしながらさせ
ていただくというスキームをつくらせてもいただいております。いずれにいたしましても、
この8,000ベクレル以下のものもあわせて処理をするという話になった場合には、最
終処分場の規模、また最終処分場で併設を予定しております仮設の焼却場の規模も大きな
ものになってまいります。ぜひ既存の施設での処理をお願いをしたいというふう
に考えてございます。

それと資料2というこの1枚紙がでございます。これは先ほど、今回、宮城県のケ
ースでは保管量については処分場の選定の項目としましては重みづけをゼロにする、つまりそれ
を見ない、評価項目としては見ないということをご説明申し上げました。ただ、これまで
どれぐらいのものが出ているのかといったものを市町村ごとのデータでお示しさせていた
だくのも初めてなものですから、これについて今年の8月31日現在のデータを示して
おります。横軸でございますけれども、まず、左の配分前といったもの。これは広域的な事
業については、たまたまそこで発生したものは保管されているものを保管量として上げた
場合。それで真ん中の配分後といわれるものについては、浄水発生土のケースですが、広
域上水道の場合はその利水地、その水が供給されている地域の量で案分をすることがな
りますと。案分し直したらこうなりますということでありまして。それと8,000ベクレル
を超えているんですけども、まだ未指定のものがあるというものを加えて、最終的に右
側の数字である。今5,521トンの8,000ベクレル超の指定廃棄物等が保管されて
いると私ども考えております。

その次、資料3でございます。資料3、これも1枚紙でございます。地域振興策・風評
被害対策についてというタイトルでございます。地域振興策につきましては、関係省庁と
連絡して政府全体でしっかりと対応していくということでございます。これにつきましては、
具体的な中身につきましては、個々の候補地が決まった段階で地元のご意向を賜りな

がら、それが反映できるように努力をしていきたいと思っています。26年度の概算要求におきましても、復興庁を経由したという形でございますけれども、放射性物質により汚染された廃棄物の処理に係る環境整備のための経費を事項という形で要求をさせていただいております。

風評被害対策につきましては、発生しないようにすることが最も重要であるというふうに考えておまして、施設の安全性のPRあるいはモニタリング情報の公開等により、未然防止に万全を尽くしてまいります。今回、資料の4ということで7つぐらいのパンフレットも準備をさせていただいておりますけれども、こういったパンフレットを作成しながら、あるいは環境省のホームページのリニューアルを図りながら、さらにこういったPRについては充実をさせていきたい。そういった正確な情報提供などの対策を講じた上で、万一風評被害が生じた場合につきましては、国として責任を持って可能な限りの対策を講じていきたいというふうに考えております。

最後になりますけど、パンフレットでございます。これはまだまだわかりにくいかもしれませんが、指定廃棄物につきましてそのテーマごとに、例えば指定廃棄物の今とこれからという形の全体像を簡単に書いたもの。指定廃棄物とはということで指定廃棄物の中身について理解をしていただく。処理の流れ、収集運搬はどうかと。あるいは焼却処理などの減容化というのはどういうことなのかと。最終処分場の安全性っていうのはどういう形で配慮しているのかといったこと。それと放射線の基礎知識といったことで資料を作成しております。これにつきましては、今後ともいろんなところで使ってまいりたいと思えますし、必要に応じてさらにいいものにしていきたいというふうに考えてございます。これにつきましても、ぜひご利用賜れるとありがたいと思えますし、またこういうふうに直すべきだというのがあればどしどし言っていただければ大変ありがたいと思っております。私どもからは以上でございます。

浮島政務官：それでは、これから意見交換に移らせていただきたいと思います。

ご意見がございましたら、まず挙手をしていただきたいと思います。そしてこちらからご指名をさせていただきますので、市町村名をお伝えしていただいてからご発言のほうをお願い申し上げます。

また、会議を円滑に進めるために、できる限り論点をまとめてご意見をいただき、ご回答もさせていただきたいと思っておりますので、どうかご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

す。

それでは、まず初めに、資料1の3ページにご議論いただきたい事項を上げておりますけれども、地域特性として配慮すべき事項に関しまして、資料1の7ページに2点記載させていただきました。まず、1点目に観光への影響として、年間入込客数50万人以上の観光地が位置する市町村行政区等を除外すること。また、2点目に指定廃棄物の保管状況について安心等の確保に関する評価項目として重みづけをゼロとする。つまり保管状況は含めないとお示しさせていただきました。まずはこちらにつきましてご意見があれば、よろしくお願ひ申し上げます。

何かご意見ございますでしょうか。

美里町長：美里町の佐々木でございます。

1点ちょっと確認したいんですが、観光への影響というところで、候補地から除外ということで、入込客数が50万人以上、その周辺500メートルの範囲内という限定をしているわけですが、この50万人以上あるいは500メートルの範囲内とした根拠は、こういったところから出されたものなんでしょうか。

梶原部長：実際のところ、根拠といいますと、観光自体はいろんなさまざまな要素が入ってきておりますから、観光の配慮をしろと言われたときに、正直に言いまして私どもどうやってやろうかといういろいろ考えさせていただきました。いずれにしても、観光に対する規模ということで、観光統計というものがあって、その中での入込客数を一つのベースにするしかないであろうと。

その中で、例えばいろんな数字がありますけれども、50万人ということで10カ所程度のところが上がってきます。そうやって上がってきたものをとりあえず除外をさせていただき、さらに前回ちょっとそれを示させていただきました、どんなところがそれに該当するかといったことも示させていただいたと思ひますけれども、そういうことで皆様方がここは大きな観光地だからしょうがないとお考ひいただける地域で、ただそこに、さらには周りの人が流れるといった地域、それとその対象地域が例えば行政区の名前になっているところを対象にしますと、そこに、その名前だけをもってしているような風評被害が起こる可能性があるということで、そういった地域も除外をするということで考ひさせていただきました。

浮島政務官：よろしいでしょうか。

仙台副市長：仙台市の伊藤でございます。

今のことについて関連する項目として教えていただければと思いますが、行政区といった場合のその行政区というのは、何ををもって示すのか。例えば、我々仙台市には、秋保町という、かつて合併する前にあった旧町というものがありますけれども、そうすれば秋保温泉がある秋保町全体は除外されるというふうに考えても例えばよろしいものでしょうか。行政区の定義について教えていただければと思います。

梶原部長：行政区につきましては、例えば 市 町といった単位でございますけれども、その 市の下の 町という単位で考えております。字、大字といった単位で考えております。

例えば町名で出てくる、例えば市町村名出てきたときに、A市の下に何とかと来ますね、地名が。その地名の単位で考えさせていただきたいと思っております。

仙台副市長：秋保は秋保ということで考えてよろしいですか。

浮島政務官：ほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、続きまして資料1の14ページになります、この一番裏のページになりますが、詳細調査を行う候補地の提示方法について記載をさせていただいております。環境省といたしましては、これまでの市町村長会議でのご意見を踏まえまして、3から4カ所程度と詳細調査を行う候補地及びその設定経緯、評価結果を次回の市町村長会議で提示をしたいと考えております。これに関しましてご意見がございましたら、よろしく願い申し上げます。ご意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

環境省といたしましては、それでは次回の市町村長会議で提示をさせていただきたいと思っております。

本日、特にご議論いただいた事項といたしましては以上の2点でございますけれども、この2点に限らず、本日の資料に関しましてその他ご意見がありましたら、ぜひともよろしく願い申し上げます。

登米市長：これは要望ということでちょっと発言をさせていただきたいんですけど、こちらのパンフレットでもいろいろとご掲示をされています。例えば一時保管と収集運搬。例えばこういう場合に、要するにそういった保管場所に関する表示、掲示というのが、実は宮城県と所在市町村名での掲示になっているんですね。ですから、我々としては国から委託を受けて保管をしているという立場ではありますが、なかなかそういった部分が地域の皆さんにご理解をいただけない。例えば、そういう説明会を開催するときでも、きちんと環境省とか国が前面に出て、そして県、市町村という形の中で例えばその事に当たる。そしてそういう立場をおとりをいただく。例えば、国道でも、河川でも、道路でも、その所管の管轄の部分がきちんと明示をされます。ところが、この一時保管に関しては、あくまでも今の実態としては宮城県、市町村名の表示になっている。それでは結局住民サイドから見た場合に、本当にこれが国の責任でやってくれるんだろうかという声も実は住民から上げられておりますので、ぜひそういった分について、今までの取り組みの枠を変えるのではなくて、きちんと国が主体性を持って取り組みますという、その姿勢をぜひお示しをいただければというふうに思います。よろしくご検討をお願いします。以上です。

梶原部長：ご要望としていただいていることについては、よくわかりました。

浮島政務官：ほかには何かございますでしょうか。

加美町長：1点は、資料のデータの訂正をお願いしたいんですが、資料の2ですね、横の表ですけども、例えば加美町が8,000ベクレル以上の保管量が3.6となっていますが、3.6でございますので、そこを訂正をお願いしたいと思います。3.6ではなく3.6ということでございます。

それから、質問でございます。資料の8ページの8,000ベクレル以下の取り扱いなんですが、ここを見ますと、8,000ベクレル以下についても、中段ですね、「廃棄物処理業者、最終処分場の管理者等によるご尽力により適正な処分が進んでいる」ということなんですが、なかなか実は我が地域では進んでいないのが現状であります。具体的にどういった処分の仕方が他県で行われているのか、そんな事例もお教えいただければというふうに思います。よろしくをお願いします。

梶原部長：第1点目につきましては、私ども県等々も確認しまして、その36というご報告があったものでそれを書いているんですが、再度また町のほうとも情報交換させていただきまして、必要に応じて直させていただきたいと思います。

第2点目なんですが、特に8,000ベクレル以下の焼却灰については、やはり今、町長さんおっしゃられるように、なかなか進まないから、特に一般廃棄物の場合は受け入れ制限をしているんじゃないかと、産廃も受け入れ側の自治体が8,000ベクレル以下でも受けちゃいけないんじゃないか、受けるなよとって指導が入っているということもお聞きしました。そういったことがないように、8,000ベクレル以下であるならば適正に処理できるんだということを再度各自治体に周知をさせていただいております。

そういった周知をさせていただくと同時に、これまで実際に8,000ベクレル以下の、例えば一般廃棄物のごみ焼却場で保管されている、保管し続けなければいけないという状況にあるのかどうかといったものも調査をさせていただいております。岩手県、宮城県から新潟県に至るまでの1都9県について、調査をさせていただいております。

で、結論から申し上げますと、実際にその1都9県でごみの焼却場で8,000ベクレル以下のものですね、以上のものは保管していただいているんですが、以下のものについて保管をしなければいけないといった、今も保管が続いているといったのは、実は全焼却施設の8分の1でございまして、8分の7は逆に言うと何らかの形で通常の最終処分場のほうに灰が出ていくといったことで、徐々にそういったはけているといえますか、処分が8,000ベクレル以下では進んでいるという実態も片方でございます。そういったことを踏まえて、そういった回答をさせていただいているところでございます。

個別に、例えば実際ここまで契約していたんだけど、なかなか進まないといった話があれば、ぜひ個別案件という形でご相談を賜ればと思います。全体の流れとしては、大体今申し上げたように、1都9県では8,000ベクレル以下のごみの焼却灰等は流れ始めているという実態でございます。私どもも、そういった止まることのないようにということで処理して行って、今後ともきちんとやっていきたいと思いますので、よろしく願い申し上げます。

浮島政務官：ほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本日、宮城県における候補地の選定手法、提示方法についてたくさんご意見

をいただきました。また、ご要望もいただきありがとうございました。

大崎市長：全体的な進め方と基本的なスタンスをお伺いしておきたいと思います。

今回の提示と、この後の進め方についてありましたが、1つはスケジュールですね。これは全体的に遅れていますね、遅れています。この後の5回目以降の重要な会議ですが、スケジュールをどう考えているかと。出たところ勝負なのか、スケジュールを持っているのかどうか。5回、6回、7回があるのかどうかわかりませんが、そういうスケジュールを持っているのかどうか。

それと、他県の同様の動きがどうなっているのか。まず、それをお伺いして、その後意見を述べておきたいと思います。

梶原部長：まず、今後のスケジュールということでございます。今回、皆様のご意見を賜って、最終的に宮城県における選定手法、選定手順について確定をしたいと思っております。それを踏まえて実際の選定作業に入らせていただくというつもりでございます。できるだけ早く、それについては作業結果をお示ししたいというふうに思っております。

他県の状況でございます。他県の状況につきましても、今回このような形で選定手法につきましても、他県においても説明をしていきたいと思っております。栃木県とか、あるいは千葉県とか、いろんな形で進めていきたいと思っておりますけれども、ただ、正直申しまして、これからは各県ごとにその選定手順を定め、各県ごとに作業を進めていくつもりでございます。

したがって、各県ごとにスピードが大体同じになるということはなかなか無いものだと思っております。そういう意味では、今回こういう形で 県におけます選定手順についてはこういうふうにやりたいと申し上げさせていただいたのは、実は宮城県が最初でございます。それで、例えば一、二カ月、できるだけ早く、作業結果をまとめていきたいというふうに思っております。この進捗状況を踏まえて、次回の会議についてご相談申し上げたいと思っております。

大崎市長：具体的なスケジュールあるいは他県の動きからすると、宮城県がある意味では先行する形ということからすると、一回一回、宮城県の問題であると同時に、他県も含めて全体的なことに影響を与えていくと思うので、進め方に対する意見を申し上げさせてい

ただきますが、私たちがこの会に来るということは、大変に重い思いを持って臨ませていただいております。知事は選挙終わった後のお話をして、選挙の公約も掲げました。知事はそのときに復興に命をかけるということで、このことに県民の多くの方々は知事の決意のほどを受けとめていただいたのではないかと考えております。

井上副大臣、ずっとおいでいただいております。今回から浮島政務官もおいでいただきました。しかし、この問題、震災以降のがれき処理も一定のめどがつついてきたんで、復興を前に進めるためには、いよいよ放射能汚染物の処理、指定廃棄物の処理というものを進めなければ前に進まないというのはみんな同じ思いであります。そういう意味で私たちもこの席に着かせていただいておりますが、そういうことからすると、言葉の上では副大臣も政務官も政府の責任においてと、政府挙げてと、こうおっしゃっておられますが、本当に命をかけて、政府一丸になってこの問題に取り組むということが、話としては聞こえてきますけれども、その決意のほどとその形がなかなか見えてこないと思います。

1つは、具体的に申し上げれば、石原環境大臣はこういう席、問題に対していつ明確に自分の意見を出されるのか、こういう会議にご出席の意思があるのか。この問題の最高トップであります大臣が、私はこういう大事な会議に出て、国のこの問題の責任者として、まさに命をかける決意というのを伝えるべきだと思っております。スケジュールからすると、次の会議は間違いなく、ある意味では関係する自治体にとっては命がけの会議に臨むということになります。場合によっては政治生命もかかりますし、場合によりましてはその自治体の存亡にかかわるということになります。それを所管する環境省が同じ気持ちにならないと、これは進まない。その同じ気持ちになるということのあらわれは、責任者である大臣みずからがこの問題に取り組んでいるという姿が見える形にすべきだと、私は思います。その意味では、ぜひ次回の会議に大事な会議であるとするならば、大臣みずからがご出席をいただくということを含めて、この問題に環境省がまさに命をかけているということの見える形を示していただきたい。

あわせて、この問題の処理については、環境省だけで済まない部分が随分あります。そのことからすると、政府挙げてということが例えば閣議の中でどこまで議論されているのか。有識者会議にも、読ませていただきましたけれども、各省との連携がどこまでとれているのかということに、いささか疑問を感じざるを得ません。例えば、政府挙げてということであれば、当然所管するのは環境省でしょうけれども、復興庁であったり、官邸が、あるいはこの問題に関係する各省庁が、一緒になってこの問題を考えるという姿勢が必要

ではないかと思えます。有識者会議に出ているのかどうか分かりませんが、少なくとも有識者会議の議事録からすると、各省庁がそろってこの問題、有識者会議に対応しているということが読み取れません。そういう意味では、環境省の中だけで解決できるものではなく、なっているというふうなことに、政府全体でこの問題に対してぜひ対応する、それが見える形にしていきたいと思いますと思っております。

ここには復興局もいるわけでありますから、少なくとも私は、次回5回目でありますか、次回は石原環境大臣、復興庁の責任者もご同席をいただくぐらいの決意を持って示していただかないと、私たちが命をかけることにはなかなかちゅうちょしてしまうという思いがありますので、これはぜひ大臣にもお伝えをいただきたいと思えます。

具体的なもう1点は、私はずっと申し上げておりますが、この問題の対応にももちろん安全対策もしっかりする、説明もする、公開もするというのも大事であります。しかし同時に、この問題で絞り込みをされた地域からすると、大変に今申し上げましたように地域の存亡にもかかわるということに発生いたします。その意味で、私が申し上げておりますのは、この問題を処理するためにはもう一方、指定廃棄物の処理のための特措法があるとなれば、地域振興策も場所が決まって、その地域の要望に対応するというのではなくて、前もってこの特措法を、振興のための特措法を用意しておく。これは前から申し上げておりました。しかし、有識者会議や何かでその問題に対して、井上副大臣や石原大臣も記者会見などで、その必要性は発言をされておりますが、具体的に踏み込んだ、あるいは各省庁間で、政府間で議論されたというのがなかなか見えてこない。私は次回の会議には、その具体的な提示もしていただかないと、これはある意味では各自治体にとっては命をかけるということに躊躇してしまうのではないかとと思っておりますので、今日の時点でご発言ができることについてはご発言をいただいて、しっかりお持ち帰りをいただいてご議論をいただいて、見える形で対応していただきたいと思えます。重ねて意見を申し上げておきたいと思えます。

井上副大臣：ありがとうございます。貴重なご意見をいただきまして、私ども国が責任を持ってこの事業をしっかり進めていく、そしてまた市町村長の皆様がまさに政治生命をかけてこの議論に加わっていただいているということを十分深く認識しているつもりであります。

大臣とは、当然のことながらよく協議をした上で、私と政務官が担当だということで指

示を受けて、そして今までやってきたところであります。しかし、他方でそういった市町村長さんからのご意見、実は幾つか正直言っていていただいております。ですから、これは帰って大臣のほうにもよく伝えた上で、今後のことを考えさせていただきたいというふうに思っております。

併せまして、いろいろと当然のことながら、環境省だけではなくて政府一丸となつてと、正直言いまして環境省だけでできることは限られているということもあります。ですから、私のほうでも復興庁やあるいは財務省など、いろいろと調整はしております。ちょうど来年度予算、この年末にはその予算案を決めるという、今そういうスケジュールで取り組んでおりますので、その中で一体どういう形で例えば地域振興など盛り込むことができるかと、しっかり引き続き詰めてまいりますので、ぜひ我々が本当に責任持ってやっていくんだ、その思いはしっかり受けとめていただいて、ご理解をいただければと思います。

浮島政務官：ほかにご意見ございますでしょうか。

栗原市長：栗原市の佐藤と申します。

本来であれば今日は控えよう思っていたんですけど、やっぱり一言どうしても聞かざるを得ない。ということは、簡単に8,000ベクレルという数字を出されて、それで一般廃棄物と指定廃棄物、差をつけたのは分かるんですけど、それを混焼して焼きなさいと言っていること自体が、よく状況を認識されていないんじゃないかと思っているんです。簡単なペーパーでこう書かれてこられることについて、逆に本当によく現場知っておられるだろうか。だからそもそもこういうふうに8,000ベクレル以下というものについても、一般廃棄物と、それから指定廃棄物の違いについてどこまで認識されておられるか、ちょっとお聞きをしておきたいと思います。

梶原部長：8,000ベクレル超、以下につきましては、通常の廃棄物の処理の作業の中で、放射能レベルを考慮しないで十分処理ができるということで出している数字でございます。そういう上で、それはむしろ8,000ベクレル以下のものが別にあつて、それを通常の廃棄物と一緒に、むしろそれに加えて処理をするということではなくて、そもそも8,000ベクレル以下のものについては、そういう通常のものとは分ける必要はないものとして処理のルートに乗せていただきたいということが実はお願いでございます。

特に農業系廃棄物につきましては、ただそうは言いつつも、従来は例えば肥料であるとか、そういったもので扱われていたものでございまして、それが肥料とか飼料に使用できないということで処理ができないということでございますので、それにつきましても、例えば混焼というのは一つのやり方で、私どもぜひそれは混焼していただくのが一つの現実的な案とは思っておりますけれども、例えば混焼以外のやり方であっても、それについては通常の処理という形でできるんでございますけれども、それを大変僭越なことに聞こえるかもしれませんが、ぜひやっていただきたいということで、例えば農林水産省あるいは総務省とも相談をさせていただいて、国費で応援させていただくというスキームを実はつくらせていただいたということがございます。いずれにしましても8,000ベクレル以下の処理を、特に農業系廃棄物、これは通常の廃棄物じゃないもの、廃棄物の流れに乗ってきなかったもの、それ以前はですね、そういったものにつきましては今言った形で、また通常の廃棄物として処理されていたものにつきましては、差別化をすることなく、これまでの廃棄物と同様な形で処理を続けていただきたいというのが私どもの考え方でございます。

栗原市長：8,000ベクレル以下の処理の方法についてね、どうも十分納得できないんですよ。だからそのところは、仮に焼却をした、それを超えてしまった場合、その焼却施設はどうなるんでしょうかね。ここには書いてないんですよ、新しい焼却施設を造って全額全て国費で見て、10分の10を見た上で処理をする。その後の始末をするということは、先ほどの言葉の中で端々にうかがい取れるんですけど、現実的に、通常使っているクリーンセンターを、それを使えるということについては、ものすごく地域から反対が出ると思いますよ。ここを説得する覚悟の上で発言されているんでしょうかね。

梶原部長：実際、例えば宮城県の各市町村の方々もご見学に行っておられる場合が非常に多いと思うんですが、実際にそういった形で実証試験という形で岩手県の一関市で実はそういった混焼のことをやらせていただいております。宮城県の多くの市町村の方々も、そこに実際に見に行ってくださいまして、こういったやり方も一つの方法であるということをご参考にしていただいたということだと思います。そういった事例等を共有しながら、皆様方のご理解を求めてまいりたいというふうに考えております。

栗原市長：今の話ね、一関市とか遠野市がやっているから、そこらが一つのいい例だというふうな言われ方するんですけど、現場で私どもよく話を聞くのは、もちろん風向きもあるだろうし、わらの場合、牧草もそうなんですけど、一旦切ると飛散するんですよ。カッターで切っていかなきゃいけないでしょ、焼却するのに。そういうことも全部考えておられるんですか。私ども、一関のを聞きましたけれど、とても1日の焼却トン数の制限がかかっているし、何十年かかるかわかんないって言うんですよ。遠野あたりは、それは確かにベクレル数が低いから恒常的にしても、一関の話は甘いんじゃないでしょうかね。

梶原部長：一関のケースは、今おっしゃるように実験のレベルと、つまり実証のレベルで焼却施設の焼却能力にどれだけ余裕があるか、それと今まさしく市長がおっしゃったように、混焼するものの濃度がどれくらいであるかといったもので決まってまいります。というのは、一関の場合は灰が一番濃くなる、例えば飛灰と言われるものなんですけど、その濃度を高くないようにコントロールするということが濃度管理をしながらやっているケースでございます。そのために一関のところはあんまりキャパシティがないと、施設の規模がキャパシティがないということで、別途の施設も今、一関市との間では岩手県も含めて議論をしております。

いずれにしても、例えば既存の施設でやる場合は、濃度管理というのが非常に重要な一つの要素になってくると思っております。万が一、濃度管理の観点で難しくて8,000ベクレルを超えるという話になれば、それをも指定廃棄物という形で処理をしていくということにはなると思いますが、できるだけ既存の処理能力、それと既存のレベル、燃やしているもののレベル、それと加えて混焼するもののレベルを合わせて濃度コントロールしながらいくということだと思っております。また、ぜひそういった議論をさせていただければと思います。私も担当をそこに派遣をさせていただきますので、相談させていただきたいと思っております。

大崎市長：今日は主が指定廃棄物でしたので、私も発言を控えておりましたが、今、栗原市長さんからされました、さっき名乗りませんでしたが大崎市長でございます。

実は、頭痛めているのは、この8,000ベクレル以下の農業関係のものは大変。各自自治体共通であります。あるいは側溝でもそうであります。そういう中での処理ですが、最終処分場の問題は先ほど基本的な考え方を申し上げました。同時に、県内各自自治体も、知

事から県、各自治体一緒になってということからすると、できるだけ各自治体の場合は、お互いにそこに持ち込む量をできるだけ軽減するというのもお互いの連携の一つだと思います。その意味からすると、既存の施設の焼却でこの8,000ベクレル以下のものを提示されていますが、私のところの既存の施設も調べました、いろいろとやれる方法を検討いたしました。しかし、一般、通常のごみ焼却でほぼ満杯の状況でございます。その合間合間にやった場合ですと、うちの場合ですと混焼をやった場合は60年かかっちゃうという現実の報告がございました。

もちろん、他に減量化する方法も加われば、それが減るかもしれませんが、そういう膨大な時間がかかるという一面で現実問題もあります。そうすると、もうそれは既存のということはい方としては悪いんですが、現場の実態から乖離しているのではないかと。そういう状況で先ほど10分の10、100パーセントの処理加速化事業104億ということになりましたけれども、これはあくまで既存の施設を利用してということからすれば、既存で消化し切れないときにはどうするのか。こういうのは現場の状況に合わせて新たな事業メニューであったり、あるいは予算措置というのも考えているのかどうか。今日はそれを申し上げるつもりはなかったんですが、そこに議論が行きましたので、そこまでこの8,000ベクレル以上の分と以下の分と、ある意味では同時進行で検討する必要があるだろうという現場の実態を紹介しておきたいと思います。

梶原部長：ありがとうございます。

私どもの説明がちょっと混焼のほうに偏り過ぎていて、大変誤解を生んだと思います。この事業につきましては、混焼も一つのパターンでございますけれども、例えば他の民間の業者をお願いをしていく場合もこの費用負担はしますし、新たに施設整備を行うということもこの中で見させていただくということで、さまざまなパターンでこの予算が執行できる形にしております。8,000ベクレル以下の農林業系の廃棄物の処理経費をこれで見るといっていろんなパターン、それぞれのパターンで読めるようにして今仕組んでおりますので、ぜひどういう形であつたら処理できるかということにつきましては相談をさせていただきたいと思います。

浮島政務官：他にご発言ございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

さまざまな本当に貴重なご意見、また現場のお声、また今日のご要望もいただきまして本当にありがとうございました。

ここで、本日いただきましたご意見を踏まえまして、副大臣よりまとめをさせていただきたいと思います。

井上副大臣：大変ありがとうございました。本日、本当に熱心なご議論をいただきまして感謝を申し上げます。国の姿勢のあり方、あるいは8,000ベクレル以下の取り扱いなど貴重なご意見をいただきましたので、しっかり重く受けとめて、そして対応をさせていただきたいと思っております。

その上で、本日ご説明をいたしました候補地の選定手法、提示方法などを宮城県における選定手法として確定し、今後はそれに沿って候補地の抽出、評価に向けた作業を全力で責任を持って行い、具体的な候補地の選定作業を進めさせていただきたいと思っております。詳細調査を実施する候補地の選定の結果につきましては、次回の市町村長会議において皆様にご提示をさせていただきたいと思います。

なお、詳細調査の実施は、最終候補地の決定そのものを意味するものではありません。詳細調査を実施することになった自治体におかれましては、ぜひ詳細調査の実施についてはご協力をお願いしたいと思います。引き続き、宮城県及び市町村長の皆様方のご協力をいただきながら、この会議の開催を通じて着実に前進できるよう取り組んでまいりますので、よろしくお願いを申し上げます。

浮島政務官：これで本日の市町村長会議を終了させていただきたいと思っております。本日は本当にありがとうございました。